

○国立大学法人上越教育大学の業務達成基準に関する基準

(平成23年3月14日学長裁定)

最終改正 令和2年3月24日

(目的)

- 1 この基準は、国立大学法人上越教育大学運営費交付金等取扱要項（平成17年3月23日学長裁定）第10項に基づき、運営費交付金を財源とした事業（以下「事業」という。）で業務達成基準を適用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用基準)

- 2 業務達成基準を適用する事業は、文部科学省が当該年度の事業につき業務達成基準の適用を指定した事項による事業とする。

- 3 前項のほか、次の各号に掲げる要件を具備する事業については、業務達成基準を適用する。

(1) 研究題目又は教育題目が明確で、達成すべき成果及び業務の達成度が客観的に計れること。

(2) 前号に規定する成果及び業務の達成度に対応する予算の執行計画が作成され、収益化すべき額が明確にされていること。

(3) 業務達成基準を採用することについて、事前に学長より指定を受けていること若しくは申請に基づき学長の承認を得ていること。

(申請)

- 4 事業の実施責任者（以下「事業実施責任者」という。）は、前項に定める事業について業務達成基準の適用を求める場合には、業務達成基準適用申請書を学長に提出しなければならない。なお、申請できる時期は、原則として業務開始前又は当該事業の支出予算を執行する前とする。

(適用の通知)

- 5 学長は、前項において申請された事業が、業務達成基準を適用できるものと認めるときは、速やかに事業実施責任者へ通知する。

(事業実施計画)

- 6 事業実施責任者は、業務達成基準を適用する事業について、事業実施計画書を学長に提出しなければならない。

(事業実施計画の変更)

- 7 事業実施責任者は、業務達成基準を適用する事業に変更が生じたときは、事業実施計画変更調書を提出し、学長の承認を得なければならない。なお、事業実施責任者への通知は第5項を準用する。

(報告)

- 8 事業実施責任者は、業務達成基準の適用を受けた事業について、事業終了後又は事業年度終了後速やかに、業務達成状況報告書に事業実施報告書を添付し、学長に提出しなければならない。

(支出予算の繰越)

- 9 学長は、前項の報告により、当該事業が翌年度に継続して行うことが適当で、支出予算の繰越が必要と認められた場合は、速やかに事業実施責任者に通知する。

(支出予算の管理)

- 10 事業実施責任者は、業務達成基準を適用した事業に係る支出予算については、明確に区分管理し、他の業務に流用してはならない。

(雑則)

- 11 この基準に定めるもののほか、この基準を実施するために必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 記

この基準は、平成23年3月14日から実施する。

附 記 (令和2年3月24日)

この基準は、令和2年4月1日から実施する。